

3-13 毎月勤労統計調査特別調査の結果（令和3年・山口県分）

令和4年2月16日 厚生労働省公表

「令和3年毎月勤労統計調査特別調査の概況」より抜粋

Ⅲ 事業所規模1～4人（特別調査）

※ 新型コロナウイルス感染症拡大のため、令和2年度については特別調査を中止し、代替調査として小規模事業所勤労統計調査を実施したが、特別調査と小規模事業所勤労統計調査は、調査対象の範囲、調査方法及び調査期日が異なり、結果についての直接の比較は困難であるため、令和3年特別調査では、令和元年の結果と比較した増減である「2年前比」及び「2年前差」を掲載している。

1 賃金

(1) きまって支給する現金給与額

令和3年7月における月間きまって支給する現金給与額は 183,526円で、2年前比 7.0%増であった。男女別にみると、男は 259,246円で2年前比 4.4%増、女は 137,610円で2年前比 8.6%増であった。

主な産業についてみると、建設業は 237,447円、製造業は 208,212円、卸売業、小売業は 196,605円、宿泊業、飲食サービス業は 101,108円、生活関連サービス業、娯楽業は 152,012円、医療、福祉は 182,223円であった。

(2) 特別に支払われた現金給与額

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間、勤続1年以上の常用労働者を対象に算出した特別に支払われた現金給与額は、280,164円で、2年前比 12.1%増であった。男女別にみると、男は 437,123円で2年前比 1.9%増、女は 185,815円で2年前比29.7%増であった。

主な産業についてみると、建設業は 481,683円、製造業は 516,130円、卸売業、小売業は 293,165円、宿泊業、飲食サービス業は 25,339円、生活関連サービス業、娯楽業は 50,663円、医療、福祉は 371,006円であった。

2 出勤日数と労働時間数

(1) 出勤日数

令和3年7月における出勤日数は 19.4日で、2年前と同数であった。男女別にみると、男は 20.6日で2年前差 0.3日減、女は 18.6日で2年前と同数であった。

(2) 通常日1日の実労働時間数

令和3年7月における通常日1日の実労働時間数は 6.6時間で、2年前差 0.1時間減であった。男女別にみると、男は 7.4時間で2年前と同数であり、女は 6.1時間で2年前差0.2時間減であった。

3 常用労働者数

令和3年7月末現在在籍している常用労働者数は 25,230人であった。男女別にみると、男は 9,524人、女は 15,706人であった。

毎月勤労統計調査特別調査山口県結果

区 分	きまって支給する現金給与額 円	特別に支払われた現金給与額 円	出勤日数 日	通常日1日の実労働時間数 時間	常用労働者数 人
調 査 産 業 計	183 526	280 164	19.4	6.6	25 230
男	259 246	437 123	20.6	7.4	9 524
女	137 610	185 815	18.6	6.1	15 706
建 設 業	237 447	481 683	20.1	7.2	2 355
製 造 業	208 212	516 130	20.0	7.1	636
卸 売 業 , 小 売 業	196 605	293 165	20.8	6.7	7 291
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	101 108	25 339	16.7	5.4	3 397
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	152 012	50 663	19.5	6.5	3 045
医 療 , 福 祉	182 223	371 006	20.3	6.8	2 842
全 国 (調 査 産 業 計)	199 902	253 157	19.3	6.8	1 670 218

注) 1 特別調査は、常用労働者1～4人の事業所を対象に、毎年7月末日を基準日として行う全国調査である。

2 「区分」欄は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく16大産業（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く））のうち主な産業を掲げている。